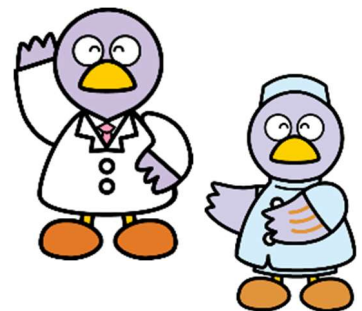


埼玉県

医療提供施設等処遇改善・物価上昇支援事業に関する

Q&A(第1版)

令和8年4月20日



## 目次

Q1. 対象となる施設はどこか？ .....	3
Q2. 「医療提供施設等処遇改善・物価上昇支援事業」では、病院は対象にならないのか？ .....	3
Q3. 有床診療所は令和7年8月1日時点の使用許可病床数、薬局は令和7年4月30日時点の所属する同一グループ内の保険薬局数に応じた支援となりますが、それぞれの時点以降に開設した施設の取扱いについて教えてほしい。.....	3
Q4. 「処遇改善支援事業」を申請する場合は、令和8年3月1日時点でベースアップ評価料を届け出ている必要があるか？ .....	3
Q5. 「処遇改善支援事業」の対象にならない医療提供施設は「物価上昇支援事業」は申請できないのか？ .....	3
Q6. 処遇改善の方法について教えてほしい。.....	3
Q7. 賃金改善の期間や基準月について教えてほしい。.....	4
Q8. 処遇改善の対象となるベースアップの内容や支払い方法について教えてほしい。.....	4
Q9. 職員数が少ない医療提供施設等では1名あたりの賃金水準の引上げ額が高くなり、6月1日から維持することが難しい。対応方法はあるか？ .....	5
Q10. 本事業の給付金を活用して「賃金水準の改善幅を何%にしなければいけない」という要件はあるか？.....	5
Q11. 時給や日給を上げることはベースアップに該当するのか？.....	5
Q12. 令和7年12月に支給した賞与の上乗せ分に充ててもよいのか？ .....	5
Q13. 育休中の職員は処遇改善の対象者に含まれるか？ .....	5
Q14. 休職中の職員は処遇改善の対象者に含まれるか？ .....	5
Q15. 管理薬剤師は処遇改善の対象に含まれるか？ .....	5
Q16. 法人本部の人事、事業部等や看護学校で働く者は、処遇改善の対象に含まれるか？ .....	5
Q17. 処遇改善支援事業の対象者は、県交付要綱上、「対象医療提供施設等の開設者と労働契約を締結している者」とあるが、専従者給与(※)が支給されている者は、賃金改善の対象としてよいのか？ .....	6
Q18. 県交付要綱上、「令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に本事業の支給額を充てることができる。」とある。令和7年4月以降に開設した医療提供施設等については、この要件は適用されないということか？ .....	6
Q19. 申請時点で休止届を出している場合は支給対象となるか？ .....	6
Q20. 本事業の申請額算出における許可病床数には、一般病床以外の病床も含まれるか？ .....	6
Q21. 医科診療所に歯科診療所が併設されている場合の取扱いどうすればよいのか？ .....	6
Q22. 令和7年12月1日や令和8年2月1日に開設した医療提供施設等がある場合、処遇改善の基準月が	

ないが、処遇改善支援はどのように実施したらよいか？ .....	6
Q23. 令和8年2月に新規開設したことにより給与の支払実績がない場合、令和8年3月1日までにベースアップ評価料の届出が行えないこととなりますが、その場合、「処遇改善支援事業」の対象外となるか？6	
Q24. 訪問看護ステーションの「みなし指定」を受けた病院・診療所は訪問看護ステーションとしても処遇改善支援事業を申請することは可能か？ .....	7
Q25. 処遇改善を行ったことを証明する書類(賃金台帳等)について、申請時や実績報告時に添付する必要はあるか？ .....	7
Q26. 同一法人が、運営する複数の診療所において法人共通の賃金表を運用している等、給与体系を共通とする法人が複数の診療所を運営している場合、職員の年齢構成の違い等により、医療提供施設毎の処遇改善の内容が必ずしも一定にならず、同一法人内の職員間で差が生じてしまうが、どのように対応したらよいか？ .....	7
Q27. 処遇改善の期間中(R7.12～R8.5)に採用・退職した職員への取扱いについて教えてください。..7	
Q28. 国実施要綱には「令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に本事業の支給額を充てることができる。その上で余剰が生じている部分は賃金改善に充てること。」とありますが、具体的な事例や上回る部分の計算方法を教えてください。 .....	8
Q29. 国実施要綱には「原則として、(中略)令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大すること。」とあるが、受診患者数等の影響によって、令和8年6月1日以降の賃金改善の水準が本事業で実施した賃金改善の水準を下回っていた場合、下回る部分は本事業の給付金を返還する必要があるか？ .....	8
Q30. 国実施要綱には「本事業により賃金改善を行う時点から令和8年5月までの間、賃金項目(業績等に応じて変動するものを除く。)の水準を低下させていないこと。」とあるが、具体的な事例を教えてください。 .....	8
Q31. 令和7年度(令和6年度からの繰越分)医療施設等経営強化緊急支援事業の「生産性向上・職場環境整備等支援事業」では、処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善にも給付金(病院は4万円/床、診療所等は18万円/施設)を充てることができたが、今般の処遇改善支援事業との関係を教えてください。 .....	9
Q32. 今回の処遇改善・物価上昇支援事業に関する実績報告は必要か？ .....	9
Q33. 消費税の仕入控除税額の報告は不要か？ .....	9
Q34. 訪問看護ステーションのサテライト施設は支援の対象になるのか？ .....	9
Q35. 対象職員の範囲は？ .....	9

## Q1. 対象となる施設はどこか？

- A. 健康保険法(大正十一年法律第七十号)上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設のうち、次の施設に限る。
- ア 有床診療所(医科・歯科)、無床診療所(医科・歯科)及び訪問看護ステーションは令和8年3月1日時点でベースアップ評価料を届け出ている施設(※届出のみでよく、算定までは必要ありません)。
- イ 薬局は令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する施設。
- ウ 医師又は歯科医師である院長と医療に従事しない専ら事務作業(医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く)を行う職員のための診療所等、現在の制度上、ベースアップ評価料が届け出られない有床診療所、無床診療所及び訪問看護ステーションのうち、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する施設。

## Q2. 「医療提供施設等処遇改善・物価上昇支援事業」では、病院は対象にならないのか？

- A. 病院は厚生労働省で申請受付を行っております。

【厚生労働省HP】[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_69485.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_69485.html)

## Q3. 有床診療所は令和7年8月1日時点の使用許可病床数、薬局は令和7年4月30日時点の所属する同一グループ内の保険薬局数に応じた支援となりますが、それぞれの時点以降に開設した施設の取扱いについて教えてください。

- A. 令和7年8月2日以降に開設した有床診療所、令和7年5月1日以降に開設した薬局については、申請時点で運営している施設の使用許可病床数や所属する同一グループ内の保険薬局数に応じた支援となります。

## Q4. 「処遇改善支援事業」を申請する場合は、令和8年3月1日時点でベースアップ評価料を届け出ている必要があるか？

- A. 届けている必要があります。制度上、ベースアップ評価料を届け出ることが可能な施設であるが、令和8年3月1日時点でベースアップ評価料を届け出していない場合、「処遇改善支援事業」の対象にはなりません。薬局の場合は、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する施設が対象となります。

## Q5. 「処遇改善支援事業」の対象にならない医療提供施設は「物価上昇支援事業」は申請できないのか？

- A. 申請できます。

## Q6. 処遇改善の方法について教えてください。

- A. 本事業の給付額を活用して、令和7年12月から令和8年5月までの6か月間について、対象職員の基本給や決まって毎月支払われる手当の引上げを行うことが原則ですが、賃金表や給与規

定等の変更に時間を要する場合は、令和7年12月から令和8年3月までの間の最大4か月分の一時金(例:臨時賞与)又は特別手当(例:インフレ手当)を支給する方法でも差し支えありません。

また、一時金や特別手当の支払いで賃金改善を行った場合でも、令和8年4月及び5月については基本給の引上げや毎月支払われる手当の支給を行う必要があります。

なお、一時金や特別手当で実施した処遇改善の水準と、これに続く基本給の引上げや毎月支払われる手当の水準は、全く同じ水準とする必要はありませんが、本事業は処遇改善に必要な経費として給付金を支給し、これを確実な賃上げに繋げることを目的としているため、極端な配分はできません。また、4月及び5月に実施した処遇改善の水準と6月1日以降の処遇改善の水準は原則、維持・拡大していただきます。

## Q7. 賃金改善の期間や基準月について教えてください。

A. 本給付金をもとに処遇改善を行うことを目的としており、令和7年11月末の賃金水準と比較して、令和7年12月から令和8年5月までの6か月間について、処遇改善を行った場合に対象となります。

そのため、例えば、令和8年1月から3月までの間のみ処遇改善を行う場合等は本事業の対象となりません。また、令和7年12月以降の処遇改善については、3月までに処遇改善を実施することを原則としつつ、やむを得ない場合(賃金が翌月払い、システム改修や給与データ入力に間に合わない等の対外的な理由は医療提供施設側で整理)は、

- ・ 4月以降(原則6月まで)、昨年12月から本年3月までの最大4ヶ月分の一時金の支給と4～5月のベースアップまたは毎月決まって支払われる手当の引き上げ分・新設分の支給
  - ・ 4月以降(原則6月まで)、昨年12月から本年5月までのベースアップまたは毎月決まって支払われる手当の引き上げ分・新設分の差額支給
- を行う場合も処遇改善支援事業の対象となります。

## Q8. 処遇改善の対象となるベースアップの内容や支払い方法について教えてください。

A. ベースアップの内容は、基本給又は決まって毎月支払われる手当(恒常的に夜間を含む交替勤務制をとっている職場の職員に支払われる夜勤手当についても、毎月支払われる手当に含めて差し支えありません。)の引上げのほか、これらに連動して引きあがる賞与分や時間外手当、法定福利費の事業主負担分の増額分(引上げ分×16.5%)も含まれます。

なお、決まって毎月支払われる手当には、労働と直接的な関係が認められ、労働者の個人的事情とは関係なく支給される手当を含みますが、以下の諸手当は含まれません。

- ・ 月ごとに支払われるか否かが変動するような手当
- ・ 労働と直接的な関係が薄く、当該労働者の個人的事情により支給される手当(通勤手当、扶養手当等)

また、ベースアップの支払方法は、令和7年12月～令和8年5月の給与支給時に支払われるものが賃金改善の内容に含まれます。

なお、就業規則等で賃金や基本給等の引上げ分の遡及分を翌月払いとしている場合は、翌月(令和8年1月～6月)に支払われるものを含めることも可能です。

Q9. 職員数が少ない医療提供施設等では1名あたりの賃金水準の引上げ額が高くなり、6月1日から維持することが難しい。対応方法はあるか？

A. 給付額のうち、3月末までに支払える最大4ヶ月分の一時金にウェイトを寄せ、4～5月の賃金水準の引き上げ額を現実的なものとする方法も可能ですが、本事業は処遇改善に必要な経費として給付金を支給し、これを確実な賃上げに繋げることを目的としているため、極端な配分とならないようにご検討ください。

また、給付額のうち、一部を賃金改善に使って、残りは使わずに返還してもらう方法もあります。

Q10. 本事業の給付金を活用して「賃金水準の改善幅を何%にしなければいけない」という要件はあるか？

A. 改善幅の数値要件(例:2.0%等)は設定しておりません。

Q11. 時給や日給を引上げることはベースアップに該当するのか？

A. 基本給が時給制の職員についてその時給を引上げることや、基本給が日給制の職員についてその日給を引上げることは、ベースアップの引上げに含まれます。なお、宿日直のみ対応する医師の宿日直手当の引上げ分は含まれません。

Q12. 令和7年12月に支給した賞与の上乗せ分に充ててもよいのか？

A. 当該上乗せ分が「一時金」や「特別手当」と整理した上で、令和7年12月～本年3月の間の処遇改善(12月の賞与上乗せ分もこれに含めて頂きます。)と、本年4～5月のベースアップまたは毎月決まって支払われる手当の引上げ・新設を実施するのであれば、処遇改善支援事業の対象となる「処遇改善」に含められます。

Q13. 育休中の職員は処遇改善の対象者に含まれるか？

A. 育休の職員はベースアップ評価料の対象職員とならないため、処遇改善の対象には含まれません。

Q14. 休職中の職員は処遇改善の対象者に含まれるか？

A. 休職中の職員は傷病手当が出る期間(給与が支払われない期間)を除き、本事業の処遇改善の対象に含まれます。

Q15. 管理薬剤師は処遇改善の対象に含まれるか？

A. 対象外です。

Q16. 法人本部の人事、事業部等や看護学校で働く者は、処遇改善の対象に含まれるか？

A. 申請を行う対象医療機関等の職員と兼務しており、勤務実態があれば、処遇改善支援事業の給付金を活用して処遇改善を行うことが可能です。

Q17. 処遇改善支援事業の対象者は、県交付要綱上、「対象医療提供施設等の開設者と労働契約を締結している者」とあるが、専従者給与(※)が支給されている者は、賃金改善の対象としてよいか？

A. 対象としてよいです。

(※)専従者給与とは、個人事業主のもとで働く家族に対して支払われる給与

Q18. 県交付要綱上、「令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に本事業の支給額を充てることができる。」とある。令和7年4月以降に開設した医療提供施設等については、この要件は適用されないということか？

A. 適用対象外となります。

Q19. 申請時点で休止届を出している場合は支給対象となるか？

A. 対象となりません。

Q20. 本事業の申請額算出における許可病床数には、一般病床以外の病床も含まれるか？

A. 一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床等、医療法上の使用許可病床数の合計となります。

Q21. 医科診療所に歯科診療所が併設されている場合の取扱いどうすればよいか？

A. 医科診療所に歯科診療所が併設されている場合は、それぞれ開設者から開設届が出されている場合はそれぞれが給付対象となります。

Q22. 令和7年12月1日や令和8年2月1日に開設した医療提供施設等がある場合、処遇改善の基準月がないが、処遇改善支援はどのように実施したらよいか？

A. 令和7年12月1日に開設した医療提供施設等の場合、例えば、開設時点の賃金水準と比較して月額〇万円の一時金を最大4ヶ月分として3月に支給し、4～5月は月額〇万円のベア等を実施するという方法が考えられます。

また、令和8年2月1日に開設した場合も同様に月額〇万円の一時金を最大2ヶ月分として3月に支給し、4～5月は月額〇万円のベア等を実施するという方法が考えられます。

Q23. 令和8年2月に新規開設したことにより給与の支払実績がない場合、令和8年3月1日までにベースアップ評価料の届出が行えないこととなりますが、その場合、「処遇改善支援事業」の対象外となるか？

A. 令和8年2月に開設した施設について、2月中に給与の支払実績がない場合は3月にベースアップ評価料を届け出ることではできませんので、4月1日にベースアップ評価料を届け出た上で、そ

の事実を証する書類を別途提出すれば要件を満たすものとして取り扱うことが可能です。

**Q24. 訪問看護ステーションの「みなし指定」を受けた病院・診療所は訪問看護ステーションとしても処遇改善支援事業を申請することは可能か？**

- A. 「みなし指定」を受けて保健医療機関の一つである「訪問看護ステーション」のコードが交付され、令和8年3月1日時点で「訪問看護ステーション」としてベースアップ評価料を届け出ていれば、処遇改善支援事業の申請が可能です。

**Q25. 処遇改善を行ったことを証明する書類(賃金台帳等)について、申請時や実績報告時に添付する必要があるか？**

- A. 申請時や実績報告時の証拠書類の添付は求めておりません。ただし、賃金台帳等の帳簿等の証拠書類については、実績報告内容の確認等を行う際に、必要に応じて提出又は提示を求めることがありますので、給付金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間は、保管してください。

**Q26. 同一法人が、運営する複数の診療所において法人共通の賃金表を運用している等、給与体系を共通とする法人が複数の診療所を運営している場合、職員の年齢構成の違い等により、医療提供施設毎の処遇改善の内容が必ずしも一定にならず、同一法人内の職員間で差が生じてしまうが、どのように対応したらよいか？**

- A. 法人共通の賃金表を運用している等、給与体系を共通とする法人が同種の複数の医療提供施設を運営している場合は、同一法人内の一部の対象医療提供施設のみに賃金改善を集中させることなど、著しく偏った配分は行わないことを前提に、当該法人が運営する複数の医療提供施設でまとめて処遇改善に必要な額を計算し、各医療提供施設の処遇改善額を算出して、これに本事業の支給額を充てることや、実績報告においても法人全体の処遇改善額で評価することが可能です。医療提供施設が所在する都道府県ごとに申請を行う必要があるため、同一都道府県内に所在する医療提供施設について法人単位で申請を行ってください。

**Q27. 処遇改善の期間中(R7.12~R8.5)に採用・退職した職員への取扱いについて教えてください。**

- A. 令和7年12月から令和8年5月までの間で採用した職員については、「基本給や決まって毎月支払われる手当の引上げ分は採用月から令和8年5月までの月数分」、「一時金や特別手当は採用月から令和8年3月までの月数分」は本事業の処遇改善に含まれます。

令和7年12月から令和8年5月までの間で退職した職員については、「基本給や決まって毎月支払われる手当の引上げ分は令和7年12月から退職月までの月数分」、「一時金や特別手当は令和7年12月から退職月まで(遅くとも令和8年3月まで)の月数分」は本事業の処遇改善に含まれます。

Q28. 国実施要綱には「令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に本事業の支給額を充てることができる。その上で余剰が生じている部分は賃金改善に充てること。」とありますが、具体的な事例や上回る部分の計算方法を教えてほしい。

A. 本規定は、令和7年12月の賃金水準が前月から維持されたままであっても、同水準が令和7年3月31日時点の水準と比較して2.0%を上回ってベースアップされている場合に適用できるものです。

(例:令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して、令和7年4月1日時点で対象職員のベースアップの水準が3.5%増となっており、当該水準のベースアップを令和7年12月から令和8年5月までの間継続していた場合は1.5%分×6ヶ月×対象職員数に本事業の支給額を充てることができます。)

上回る部分の計算方法については、例えば、令和7年3月31日時点で在籍している対象職員の基本給(月額)と、令和7年12月時点で在籍している当該職員の基本給(月額)を比較し、2.0%を上回っている部分を対象にすることが考えられます。なお、2.0%までの部分にはベースアップ評価料による処遇改善分も含まれていると見なしていますが、2.0%を上回っている部分にベースアップ評価料による処遇改善分が含まれている場合は、当該部分を除いた部分が対象となります。

Q29. 国実施要綱には「原則として、(中略)令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大すること。」とあるが、受診患者数等の影響によって、令和8年6月1日以降の賃金改善の水準が本事業で実施した賃金改善の水準を下回っていた場合、下回る部分は本事業の給付金を返還する必要があるか？

A. ベースアップ評価料の収入は受診患者数等によって変動するものであり、御質問の場合は本事業の給付金を処遇改善に充てていれば返還は不要です。

Q30. 国実施要綱には「本事業により賃金改善を行う時点から令和8年5月までの間、賃金項目(業績等に応じて変動するものを除く。)の水準を低下させていないこと。」とあるが、具体的な事例を教えてほしい。

A. 本規定は、本事業の支給額によって処遇改善を図ったものの、他の賃金項目の水準を低下することで、処遇改善の効果を減殺することを防ぐために設けたものとなります。他律的な要因(例:人事院勧告等)で毎月決まって支払われる手当の水準が引き下がることは本規定には該当しませんが、本事業の処遇改善の効果を減殺することを目的に引き下げた場合は、支給額の全額の返還を求める場合があります。

Q31. 令和7年度(令和6年度からの繰越分)医療施設等経営強化緊急支援事業の「生産性向上・職場環境整備等支援事業」では、処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善にも給付金(病院は4万円/床、診療所等は18万円/施設)を充てることができたが、今般の処遇改善支援事業との関係を教えてほしい。

A. 「生産性向上・職場環境整備等支援事業」を活用して、基本給や毎月決まって支払われる手当の引上げている部分や、令和7年12月分～令和8年3月分の一時金又は特別手当として支給している部分が明確に判別できる場合には、当該支給額を処遇改善の内容に含めることはできません。

Q32. 今回の処遇改善・物価上昇支援事業に関する実績報告は必要か？

A. 「処遇改善支援事業」については実績報告をしていただく必要があります。

なお、実績報告には処遇改善報告書等を提出していただく必要があり、支給額の全部又は一部が処遇改善に充てられなかった場合は支給額の全部又は一部を減額して交付額を確定し、減額分は返還が必要になります。

Q33. 消費税の仕入控除税額の報告は不要か？

A. 本事業の対象は特定の設備等を購入するための給付金ではないため、不要です。

Q34. 訪問看護ステーションのサテライト施設は支援の対象になるのか？

A. 対象になりません。

Q35. 対象職員の範囲は？

A. 対象職員の範囲は給付金の範囲内で医療提供施設側において決定可能です。

なお、現在、ベースアップ評価料の対象とされていない職種の賃金改善にも配分することはできませんが、当該職種が令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の対象とならない場合、当該職種の令和8年6月以降のベースアップのための特別の財源は措置されない点に留意してください。

例:40歳以上の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師は、現在のベースアップ評価料の対象になっていませんが、医療提供施設側の判断で本給付金の支給対象とすることは可能です。

